

■経済産業省平成23年度二次補正予算が成立しました。

7月25日(月)、平成23年度経済産業省二次補正予算(予算額合計1,611億円)が成立しましたので、主に中小企業関連について、その概要を紹介します。

1 風評被害対策(中小企業の海外展開支援の拡充) [20億円]

中小企業の海外展開を支援するため、海外バイヤーの招へいや、国内外展示会への出展支援等を拡充する。

2 二重ローン問題対策

(1)中小企業再生支援協議会の体制強化・機構設立支援 [31億円]

被災地域における中小企業再生支援協議会の専門家の増員等体制整備を図るとともに、債権買い取り等を行う機構の設立に係る事務経費の補助を行うことにより、中小企業の再生を支援する。

(2)再生企業に対する利子補給 [184億円]

再生支援協議会による支援措置を受け再生計画を策定した被災中小企業者等に対して、当該事業者の金融機関からの借入に係る利子補給を行う。

(3)再チャレンジ向けの日本政策金融公庫融資 [10億円]

震災等の被害を受け、一旦廃業した中小企業者等であって、新たに事業を開始する者に対して、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用する。

(4)中小企業基盤整備機構による仮設工場・仮設店舗整備事業 [215億円]

一次補正予算において実施した仮設工場・仮設店舗等の整備事業について、被災地域のニーズを踏まえ、事業を拡充する。

(5)地域の中核的な中小企業等のグループの施設復旧・整備への支援[100億円]

一次補正予算において実施した中小企業等のグループの施設復旧・整備事業について、被災地域のニーズを踏まえ、事業を拡充する。

○詳細につきましては、下記をご覧ください。

経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/main/yosan2011/index.html>

.....

組合相談コーナー

監事の職務・義務について

7月号に引き続き、役員の職務について説明します。役員の職務は、中小企業等協同組合法(以下、中協法)第36条の3(役員の職務及び権限等)に定められています。

今回は、監事の職務及び義務について紹介します。

中協法第36条の3第2項

監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

平成19年度の中協法改正により、組合の監査制度が強化され、会計監査に限定されていた監事の権限に、業務監査権限が追加されました。ただし、組合員数が1,000人を超えない組合は、定款において監事の監査権限を今までどおり会計監査に限定することができ、県内の組合は、会計監査に限定されていることが多いので、その職務・義務について記載します。

①監査報告書の作成

組合(理事)から提出された財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案(又は損失処理案)を監査し、監査報告書を作成します。

②監査の方法

会計に関する帳簿、書類を閲覧し、計算書類について検討を加え、必要な実査、立会、照合及び報告の聴取その他通常とるべき必要な方法を用いて調査します。

③組合員による理事会開催請求

理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはする恐れがあると認められるときには組合員による理事会の開催請求ができ、理事会の開催を請求した組合員は理事会に出席し意見を述べることができます。